

令和8年4月開始ご家庭で発生した「剪定枝等」の資源化について

安達地方広域行政組合（もとみやクリーンセンター）では、令和8年4月より、可燃ごみの減量化及びリサイクルを推進することを目的に、ご家庭から発生する「剪定枝等」の資源化を開始いたします。

「剪定枝等」は、チップ化してボイラー施設や発電施設の燃料として再利用されます。

庭木の手入れを行った際の「枝木類」や日曜大工などで発生した「木製廃材」を対象としますので、下記の剪定枝等の出し方及び対象とする剪定枝木等の種類をご参照のうえ、剪定枝等の資源化と可燃ごみの減量化にご理解とご協力をお願いいたします。

【剪定枝等の出し方】

★直接お持ち込みいただく場合

	これまで	令和8年4月から
1本の長さ	60cm以内	3m以内
1本の太さ	10cm以内	30cm以内
回数等	350kg 1回/日	—

木製チップにしてリサイクルします！



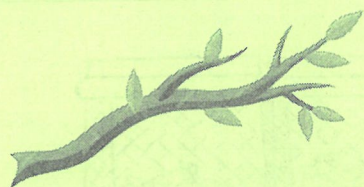
★ごみステーションに出す場合（今までとおり）

1本の長さ	60cm以内
1本の太さ	10cm以内
回数等	1束が35cm以内（5束まで）

【対象とする剪定枝等の種類】

枝木類

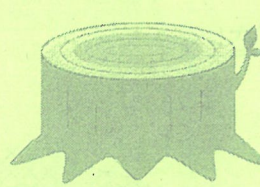
枝・幹



竹・シュロ・ソテツ

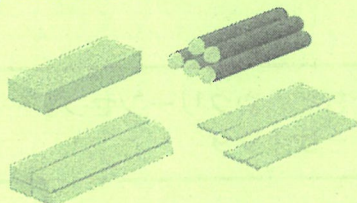


切り株



- ・ある程度葉を落とした状態であれば、出すことが可能です。
- ・竹は「ふし抜き」をしなくても問題ありません。
- ・切り株の土は取り除いてください。

木製廃材



- ・釘や支柱金具は、できるだけ取り除いてください。

裏面もご覧下さい。



直接持ち込み時の注意

- ご本人以外の方がお持ち込みする場合、ご本人との関係性を確認させていただきます。
- 発生場所が自宅以外で、ご自身が所有している土地(二本松市内・本宮市内・大玉村内に限る。)である場合、発生地を明記していただき、市役所及び村役場へ確認させていただきます。
- 剪定枝類(葉っぱがついたままの状態を含む)と葉・草・茎類のみを一緒に持ち込んだ場合荷下ろしする場所が異なりますので、分けやすいようにしてください。



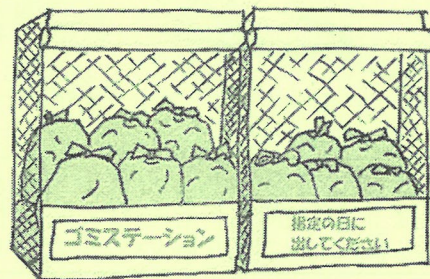
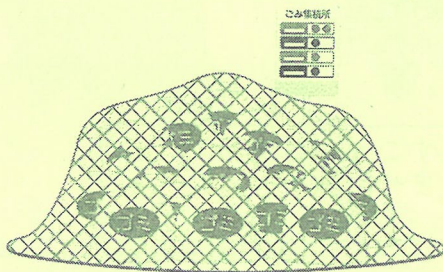
受付時間

- 平日 午前8時30分から午前11時30分まで、午後1時から午後4時30分まで
- 土曜日 午前8時30分から午前11時30分まで



もとみやクリーンセンターからのおねがい

もとみやクリーンセンター周辺の道路で、渋滞が発生しておりますので、日常生活で発生する「可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ」は、できるだけお住いの決められたごみステーションをご利用ください。



お問い合わせ 安達地方広域行政組合もとみやクリーンセンター
電話：0243-33-5499